第四十五条第三項中「の状況に関する検査並びに農用地の集団化に関する専門技術上の事項に関する指導」を「に関する事務（農政課の所掌に属するものを除く。）、交換分合その他土地改良事業による農用地の集団化の促進に関する重要事項についての指導及び連絡調整に関する事務並びに国営の土地改良事業に係る換地に関する事務」に改める。

第五十七条に次の一号を加える。

十七　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）の施行に関すること。

第八十六条中「海事保安・事故対策調整官並びに」を「海事振興調整官、海事保安・事故対策調整官」に、「所掌」を「職務」に改め、同条中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　モーターボート競走に関すること。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二条第三項第二号並びに総合特別区域法施行令（平成二十三年政令第二百四十三号）第二条第二号及び第四号の規定に基づき、総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年四月一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令

総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第五号中「行為若しくは」を「行為」に改め、「規定する行為」の下に「、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第二条第六項から第八項までに規定する行為又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力」を加え、「高齢者及び配偶者等」を「高齢者、障害者及び配偶者」に改め、同条第四項に次の一号を加える。

五　再生可能エネルギー源を活用したエネルギーの供給に関する事業

附　則

この府令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）附則第四条の規定に基づき、子ども・子育て支援法附則第四条の保育の需要及び供給の状況の把握に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年四月一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

子ども・子育て支援法附則第四条の保育の需要及び供給の状況の把握に関する内閣府令

子ども・子育て支援法附則第四条に規定する国及び地方公共団体による保育の需要及び供給の状況の把握は、厚生労働大臣及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、毎年度、当該年度の四月一日及び十月一日における次に掲げる事項その他の保育の利用状況に関し必要な事項を把握することにより行うものとする。

一　保育所利用児童（市町村が児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第一項の規定に基づき保育所において行う保育（以下「保育所における保育」という。）を受ける児童をいう。）の数

二　保育所入所待機児童（児童福祉法第二十四条第二項の規定に基づき保育所における保育を行うことの申込みを行った保護者の当該申込みに係る児童であって保育所における保育が行われていないものをいう。ただし、市町村が家庭的保育事業（同法第六条の三第九項に規定するものをいう。）その他児童の保育に関する事業であって当該市町村が必要と認めるものを利用している児童及び保護者が入所を希望する保育所以外の保育所に入所することができる児童を除く。）の数

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第二十一号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十八条第五項の規定に基づき、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年四月一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和五十六年総理府令第三十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この府令による改正前の放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令別記様式第一の様式による届出書については、改正後の放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令別記様式第一の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

○内閣府令第二十二号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の五十第三項第三号の規定に基づき、貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年四月一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令

貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二十六第二項第二号中「財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人日本産業協会」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第二十三号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イの規定に基づき、消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年四月一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令

消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号ロ中「財団法人日本産業協会」を「一般財団法人日本産業協会」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第二十四号

消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）の規定に基づき、消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年四月一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令

消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「財団法人日本産業協会」を「一般財団法人日本産業協会」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。